

対象年度		令和 2年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		妊産婦・乳児健康診査事業						予算事業名		妊産婦・乳児健康診査事業費			
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	母子保健法				
				04	01	03	2004	経常経費	根拠法令				
総合計画体系		1ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分		主要事業			
		1-3安心して子育てできる児童福祉の充実（児童福祉）											
		③子育て家庭への支援						担当課係等		健康増進センター			
その他						保健係							
事業期間		継続（平成 9年度～ 年度）											
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】							【事業開始のきっかけや他市の状況など】						
・妊産婦が定期的に健康診査を受診し、安心安全な妊娠・出産ができ、産後の体調管理をすることができる。 ・児の疾病の早期発見、健全な発育発達ができる。 ・新生児聴覚検査にて、異常の早期発見ができる。							母子保健法に基づき実施						
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】							【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】						
健康診査の一部又は全部を助成する。 ・妊娠届出時及び転入時に、健康診査受診票の交付と定期的な健康診査の必要性を説明し受診勧奨。 ・健康診査及び保健指導は医療機関に委託し実施（妊婦健康診査及び産婦健康診査：県外の契約外医療機関にて健診を受ける場合は償還払いにて対応） ・妊婦健康診査は14回 ・乳児健康診査は2回 ・産婦健康診査は2回（令和元年度拡充） ・新生児聴覚検査費用助成（令和2年度拡充予定） ・母子健康手帳の交付							妊娠届出等により把握した妊婦、産婦及び乳児						
							【事業をとりまく環境の変化】 平成27年4月1日、子ども・子育て支援法の中で市町村が義務として行う事業の一つとして、妊婦健康診査が位置づけられた。また、母子保健法が改正され、妊婦に対する健康診査についての望ましい基準が示された。平成29年度より、県では、産後の健康管理のために、産婦健診開始の勧奨が強まり、平成31年4月1日から産婦健康診査開始。平成30年度には、聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚検査の公費負担を積極的に行うよう勧奨が強まった。						
【令和 2年度 事業内容】				【令和 3年度 事業内容】				【令和 4年度 事業内容】					
・母子健康手帳の交付 ・委託医療機関における妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査、新生児聴覚検査				・母子健康手帳の交付 ・委託医療機関における妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査、新生児聴覚検査				・母子健康手帳の交付 ・委託医療機関における妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査、新生児聴覚検査					

■事業費

		H30年度		R01年度								
財源内訳	国庫支出金	0		2,065								
	県支出金	0		0								
	地方債	0		0								
	その他	0		0								
	一般財源	30,116		43,241								
歳入計（千円）		30,116		45,306								
歳出内訳	節（番号＋名称）		金額（千円）		金額（千円）							
	11	需用費	346		628							
	12	役務費	379		564							
	13	委託料	29,000		42,898							
	20	扶助費	391		1,216							
歳出計（千円）（A）		30,116		45,306								
伸び率（％）				50.43								
備考	総合計画 59ページ 予算書 101,102ページ											

平成30年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		H30年度	R01年度	R02年度
活動 指標	妊婦健康診査受診票交付件数	件	目標	6,000.00	6,000.00	6,000.00
			実績	5,051.00	0.00	0.00
	乳児健康診査受診票交付件数	件	目標	900.00	900.00	900.00
			実績	744.00	0.00	0.00
成果 指標	妊婦健康診査受診率	%	目標	90.00	90.00	90.00
			実績	75.90	0.00	0.00
	乳児健康診査受診率	%	目標	90.00	90.00	90.00
			実績	80.50	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	安全な出産や児の健全な発育のために必要である。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	行政にしかできない事業である。
	手段の妥当性	A 妥当である	現在の手段が一般的である。
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	コストは高いが、委託医療機関において実施しているので安心して健康診査が受けられる。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	広い範囲に対して便益が提供されており偏りは見られない。
有効性	成果向上の余地	B どちらも言えない	妊婦健康診査及び乳児健康診査受診率は前年度より減少している。安心安全な出産と児の健全な発育発達を支援するため、引き続き受診率の向上に努める必要がある。
進捗度	事業の進捗	B どちらも言えない	健康診査受診の必要性を説明し、受診率の向上に努める。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
妊産婦が安心・安全に出産でき、児が健やかに発育発達するため、健康診査は重要である。健康診査受診によって、周産期死亡率や乳児死亡率の低下、疾病の早期発見・早期治療につながるため、引き続き受診率の向上に努める。また、外国語母子健康手帳の需要が高まっており、引き続き対応していく必要がある。産婦健康診査が平成31年4月1日から開始したため、産後うつ等の早期発見・支援のためにも、受診勧奨していく必要がある。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
妊娠早期に母子健康手帳交付し、妊婦自らが健康な生活を送れるよう支援していく。安心安全な妊娠出産のため、そして、児の健やかな成長のために健康診査についての意識啓発を図り、受診率の向上に努める。 産婦健康診査を引き続き周知し、産婦の健康管理、育児支援につなげる。 聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚検査の費用助成し、受診率向上に努める。			

■方向性

1次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策））	
■拡充（人・モノ・カネ等の拡充） □改善改革しながら継続 □現状のまま継続（改善・改革なし） □統合・新規事業への展開 □縮小 □休止 □廃止・終了	
改革・改善の具体的内容（改革案・実行計画） 安全・安心な妊娠、出産及び乳幼児の健康な発育のために必要な事業であり、平成31年度からは「産後うつ」の早期発見、早期支援のため産婦健診を実施した。令和2年度からは新生児の聴覚障害の早期発見・早期療育のため新生児聴覚検査を実施し、妊娠期から乳児期までの継続した健康診査等体制を整備する。	
2次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策））	
□拡充（人・モノ・カネ等の拡充） □改善改革しながら継続 □現状のまま継続（改善・改革なし） □統合・新規事業への展開 □縮小 □休止 □廃止・終了	
企画調整会議の意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入） 財政状況と可能な限り調和を図りながら進める。	